

学 校 教 育

学校教育の方針



花開く活力、
広がる笑顔、
政令市新潟

令和2・3年度

学校園教育の重点

新潟市教育委員会

新潟市の子どもたちが、複雑に変化し続ける社会情勢と向き合い、他者と協働してよりよい未来社会を切り拓いていくために必要となる資質・能力を、ともに育んでいきませんか。

目指す資質・能力を育成する保育・授業の質的な向上

- 目指す資質・能力を踏まえ、教育目標の実現に向かう、特色あるカリキュラム・マネジメントの推進
- 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改革
- 探究的な学習の充実

自立を促す生徒指導の推進

- 成長を促す生徒指導の充実
- 予防的な指導と課題解決的な指導の充実

多様な学びを保障する特別支援教育の推進

- 特別な配慮を要する幼児児童生徒に対する指導及び支援の充実
- 共通理解に基づき、幼児児童生徒への一貫した支援を行うための校園内体制の確立

基盤となる支持的風土の醸成

「傾聴・受容」「支援」「自律」を意識した風土づくり

校 園 種	幼稚園
目 指 す 資 質 ・ 能 力	豊かな体験を通じて、感じたり、気付いたり、わかったり、 できるようになったりする「知識及び技能の基礎」
	気付いたことやできるようになったことなどを使い、考えたり、 試したり、工夫したり、表現したりする「思考力、判断力、表現力等の基礎」
	心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとする 「学びに向かう力、人間性等」

保 育 目 指 す 資 質 ・ 能 力 を 育 成 する 質 的 な 向 上	○目指す資質・能力を踏まえ、教育目標の実現に向かう、 特色あるカリキュラム・マネジメントの推進 ・「かかわる力の基盤づくり」「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえた教育課程の実施と改善 ・子どもの育ちの姿の可視化や、保育を客観的に振り返るカンファレンスの実施
	○「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改革 ・幼児理解に基づいた、一人一人のよさや可能性の評価による保育改革 保育のベース：人・もの・ことと十分に関わる生活と遊びの保障
	○探究的な学習の充実 ・好奇心や探究心を育む過程の重視
指 導 の 推 進 自 立 を 促 す 生 徒	○成長を促す生徒指導の充実 ・一人一人のよさの多面的な理解に基づく、幼児との信頼関係の構築
	○予防的な指導と課題解決的な指導の充実 ・保護者、家庭との連携 ・関係機関、SST、SSWとの連携
特 別 支 援 学 び を 保 障 する 多 様 な 教 育 の 推 進	○特別な配慮を要する幼児児童生徒に対する指導及び支援の充実 ・特性を踏まえた支援の工夫 ・豊かな体験を通して、様々な人・もの・ことと関わる活動の設定
	○共通理解に基づき、幼児児童生徒への一貫した支援を行うための校園内体制の確立 ・関係機関との連携を図り、長期的な視点から作成する個別の教育支援計画の活用 ・一人一人の指導目標、指導内容、指導方法を明確にした個別の指導計画の作成と活用 ・保護者と連携しながら進める就学相談
土 支 持 的 風 土 の 醸 成	○基盤となる支持的風土の醸成 ・「傾聴・受容」「支援」「自律」を意識した風土づくり

校 園 種	特別支援・小・中・中等教育学校(前期課程)
目 指 す 資 質 ・ 能 力	生きて働く「知識及び技能」の習得 未知の状況にも対応できる「思考力，判断力，表現力等」の育成 学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力，人間性等」の涵養
保 育 ・ 授 業 の 質 的 な 向 上 目 指 す 資 質 ・ 能 力 を 育 成 す る	○目指す資質・能力を踏まえ，教育目標の実現に向かう，特色あるカリキュラム・マネジメントの推進 ・単元配列表の活用などによる単元の重点化と関連付け，実施と改善 ・幼児期の学びを生かしてつなぐスタートカリキュラムの策定と実施 ○「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改革 ・単元のまとまりなど，内容や時間のまとまりを見通した授業づくり ・指導と評価の一体化による授業改革 授業づくりのベース：学習課題とまとめ，振り返りを大切にした授業づくり ○探究的な学習の充実 総合的な学習の時間・総合的な探求の時間 ・探究の過程の質的向上 ・全体計画・年間指導計画の作成
自 立 を 促 す 生 徒 指 導 の 推 進	○成長を促す生徒指導の充実 ・一人一人の実態や状況の多面的な理解に基づく，児童生徒との信頼関係の構築 ・教職員がチームとして児童生徒に意図的，計画的に関わる場の設定と情報共有のための校内体制(システム)の構築 ○予防的な指導と課題解決的な指導の充実 ・いじめ・不登校の早期発見と適切な初期対応のための校内体制の確立 ・いじめ・不登校時の校内チーム支援体制の構築 ・保護者，家庭との連携 ・関係機関，SST，SSWとの連携
特 多 様 な 支 援 学 び を 保 障 す る	○特別な配慮を要する幼児児童生徒に対する指導及び支援の充実 ・教育課程の管理の徹底 ・子どもが主体的・意欲的に取り組む授業づくり ○共通理解に基づき，幼児児童生徒への一貫した支援を行うための校 園 内 体 制 の 確 立 ・関係機関との連携を図り，長期的な視点から作成する個別の教育支援計画の活用 ・一人一人の指導目標，指導内容，指導方法を明確にした個別の指導計画の作成と活用 ・保護者と連携しながら進める教育相談，進路指導
土 支 持 的 風 成	○基盤となる支持的風土の醸成 ・「傾聴・受容」「支援」「自律」を意識した風土づくり

校 園 種	中等教育学校(後期課程)・高等学校
目 指 す 資 質 ・ 能 力	生きて働く「知識及び技能」の習得 未知の状況にも対応できる「思考力, 判断力, 表現力等」の育成 学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力, 人間性等」の涵養
保 育 ・ 授 業 の 質 的 な 向 上 目 指 す 資 質 ・ 能 力 を 育 成 す る	○目指す資質・能力を踏まえ, 教育目標の実現に向かう, 特色ある カリキュラム・マネジメントの推進 ・生徒や学校, 地域の実態の適切な把握 ・教科等横断的な視点による教育内容等の組み立て ・教育活動の質の向上に向けた組織的かつ計画的な取組 ○「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改革 ・知識及び技能の活用により課題解決に向かう授業づくり ・指導と評価の一体化による授業改革 授業づくりのベース: 学習課題とまとめ, 振り返りを大切にした授業づくり ○探究的な学習の充実 総合的な学習の時間・総合的な探求の時間 ・更なる探究の過程の質的向上 ・生徒が自分で課題を発見する過程の重視 ・生徒自らによる, キャリア形成の方向性との関連付け
自 立 を 促 す 生 徒 指 導 の 推 進 の	○成長を促す生徒指導の充実 ・一人一人の実態や状況の多面的な理解に基づく, 児童生徒との信頼関係の構築 ・教職員がチームとして児童生徒に意図的, 計画的に関わる場の設定と情報共有のための校内体制(システム)の構築 ○予防的な指導と課題解決的な指導の充実 ・いじめ・不登校の早期発見と適切な初期対応のための校内体制の確立 ・いじめ・不登校時の校内チーム支援体制の構築 ・保護者, 家庭との連携 ・関係機関, SST, SSWとの連携
特 多 様 な 支 援 学 び を 保 障 す る 教 育 の 推 進 の	○特別な配慮を要する幼児児童生徒に対する指導及び支援の充実 ・生徒の学び方に応じた授業の工夫 ・通級指導教室の充実 ○共通理解に基づき, 幼児児童生徒への一貫した支援を行うための 校 園 内 体 制 の 確 立 ・関係機関との連携を図り, 長期的な視点から作成する個別の教育支援計画の活用 ・一人一人の指導目標, 指導内容, 指導方法を明確にした個別の指導計画の作成と活用 ・保護者や関係機関と連携しながら進める教育相談, 進路指導
土 支 持 的 風 成 風	○基盤となる支持的風土の醸成 ・「傾聴・受容」「支援」「自律」を意識した風土づくり

支持的風土の醸成

「目指す資質・能力を育成する保育・授業の質的な向上」「自立を促す生徒指導の推進」「多様な学びを保障する特別支援教育の推進」のためには、基盤としての支持的風土の醸成が必要です。

支持的風土とは

認め合い、助け合い、期待をかけ合い、高め合う 温かい学級の風土

支持的風土づくりにおいて、次の3つが大切。

「傾聴・受容」「支援」「自律」

※「傾聴・受容」「支援」「自律」は、支持的風土に向かうための筋道でもある。

学校園教育の重点



傾聴・受容とは

- 相手を理解するために、積極的に関心をもって注意深く聴くこと。
 - ・ 言語メッセージだけでなく、非言語（表情、しぐさ、声の調子）から、言葉の背後にある感情を受け止めて共感することが大切です。
- 傾聴を行うことで引き出された、相手の気持ちや考えを尊重し、相手が、安心感を得ること。
 - ・ 聴き手、相手の考えや感情をそのまま受け止める態度や姿勢を示すことが大切です。

支援とは

- 相手の立場や状況、気持ちに応じた援助をし、相手に自信をもたせること。
 - ・ 手を差し伸べる、時には見守る、待つなど、相手の身になって援助することを心掛けることが大切です。
- 相手が困っているときには、誰にでも進んで手を差し伸べること。

自律とは

- 事実を基に的確に状況を捉え、自分の目標、集団に共有されている価値に照らして適切に判断し、行動できること。自分の行動に責任をもつこと。
- 自分の行為を振り返り、今後どうすべきか考えること。

上で示している「傾聴・受容」「支援」「自律」の内容は、「こうあるべきだ」「こうでなければならない」と断定したり、結論付けたりするものではありません。「傾聴・受容」「支援」「自律」とはどのようなものなのかを考える一つの手掛かりとして示しています。子どもの実態、発達段階と照らし合わせながら、「傾聴・受容」「支援」「自律」を再考するための参考としてください。

学校図書館支援センター

1 方針

学校図書館が「読書センター」「学習センター」「情報センター」の3つの機能を生かし、読書活動における利活用に加え、様々な学習・指導場面での利活用を通じて、子どもたちの言語能力、情報活用能力、問題解決能力、批判的吟味力等の育成を支え、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を効果的に進める基盤としての役割を担えるよう支援します。

2 設置経緯

平成20年度、西川図書館に学校図書館支援センターを設置し、西蒲区を対象に試行を開始。その後順次、豊栄・白根図書館に設置し、試行を継続しました。23年度には中央図書館に設置し、本格実施(全市展開)となりました。以降、全8区の市立学校を対象に4館の学校図書館支援センターが2区ずつ担当して活動してきましたが、令和2年度からは中央図書館に集約し新たに指導主事を配置して機能を強化し取り組んでいます。

3 努力目標

市立小、中、高、特別支援、中等教育学校の全校に学校司書が配置されていることを生かし、各学校の状況に合わせ、学校と連携・協力しながら学校図書館を支援します。

令和2年度は取組の重点を“「安定した学び」を支える学校図書館”とし、安心して取り組める読書活動の発信や、多様な形で行われる調べ学習のための資料提供など、支援内容の工夫や情報発信に努めます。

4 事業内容

(1) 学校図書館訪問

学校図書館の現状把握とニーズ調査に努め、実地での業務相談に応じます。

(2) 業務や資料に関する相談対応と『新潟市学校図書館実務マニュアル』の改訂

【令和元年度の相談事例】

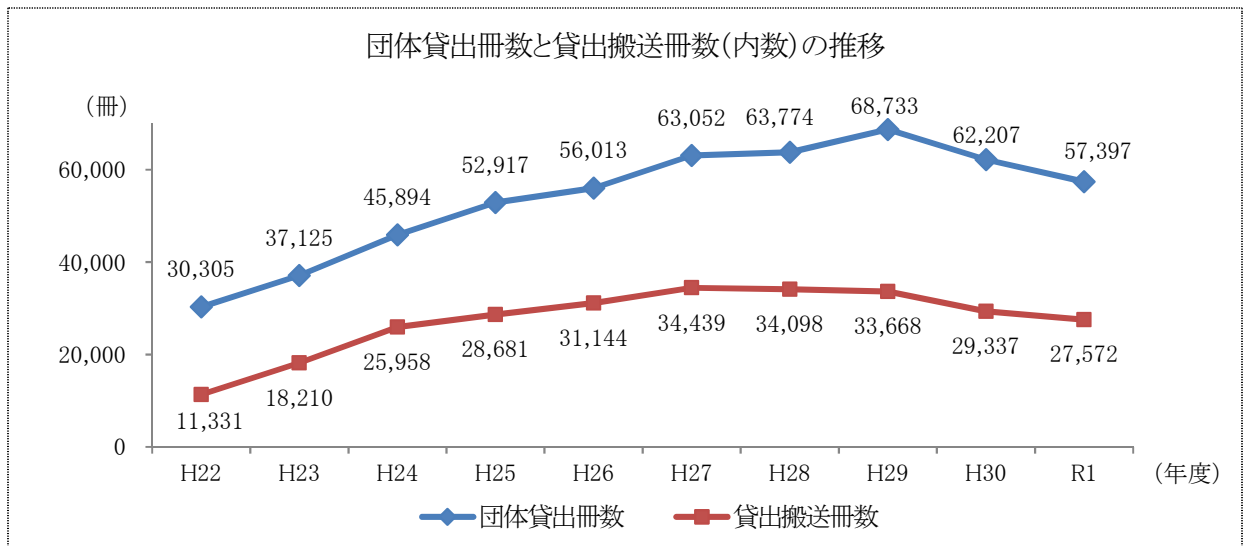
教職員や児童生徒からのレファレンス、資料収集、除籍資料の選定、蔵書点検、予算管理、広報、環境整備、校舎改修・学校統廃合、著作権、図書館活用、学校図書館に係るボランティアとの連携、市立図書館利用、学校図書館活用推進校事業など

(3) 学校司書研修(新任、実務)の開催と、総合教育センター主管の「教員と司書との連携充実」講座への協力

【令和元年度の学校司書研修の内容】

新任研修	学校図書館の運営と学校司書の役割、子どもと本を結ぶ手立て、オリエンテーション、学校図書館電算システム操作方法、市職員としての服務、「学校・園財務事務手引き」について、図書館主任・学校司書の講話、著作権、選書、除籍、装備・修理 など
実務研修	レファレンスインタビュー、実践発表、新聞企画展示、指導主事による講義、読書活動の演習

(4) 市立図書館から学校への団体貸出(学校貸出図書搬送含む)による資料提供



※ 図書・雑誌・紙芝居など 150 冊まで、1 か月借りられます。
 ※ 搬送の対象:新潟市内の小中学校・高等学校・特別支援学校・中等教育学校・教育相談センター・教育相談室
 ※ 搬送事業は H22 年 5 月から開始しました。
 ※ H22 の数値は、市立図書館オンライン化以前の貸出冊数を含みません。

(5) 学校図書館に関するさまざまな情報提供

(6) 新潟市の学校図書館と学校図書館支援センター事業の情報発信

ア 学校図書館支援センター通信

イ ホームページ

支援メニューや、学校図書館での工夫や取組の紹介、学校図書館で役立つ情報などを掲載しています。
 ホームページ「新潟市の図書館」>学校図書館支援センター URL <https://www.niigatacitylib.jp/>

(7) 授業における学校図書館活用の事例収集と相談対応

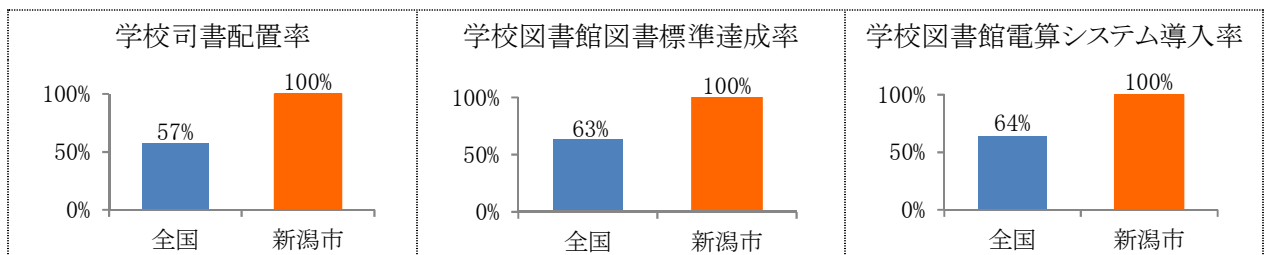
(8) 学校図書館支援センター運営協議会

学校図書館の活用推進や学校図書館支援センターの運営について協議するとともに、学校図書館の実情を把握して整備充実に繋げるため、学校長・教諭・学校司書・指導主事・管理主事からなる「学校図書館支援センター運営協議会」を年 1 回開催します。

(9) 関係課・機関との連携

学校図書館関係課・機関と連携し、学校図書館の整備や活用の充実に推進します。

【学校図書館の基盤整備に努めています】

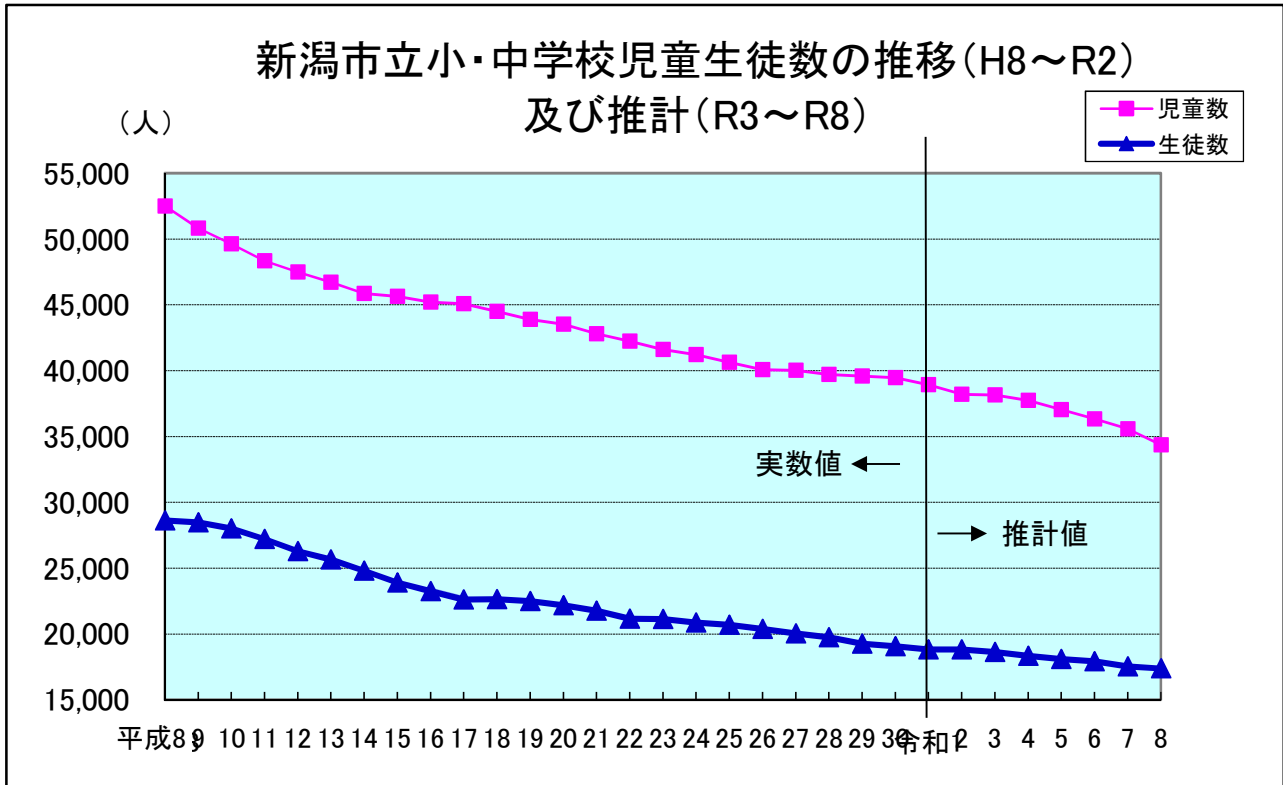


※ いずれも小中学校の計
 ※ 全国値は平成 28 年度「学校図書館の現状に関する調査」より。

小・中学校の適正配置

当市の市立小・中学校では、児童生徒数が昭和 59 年度に約 10 万 6 千人でピークを迎えた後減少に転じ、平成 28 年度は 6 万人を切っています。一部の地域で児童生徒の増加が見られるものの、全国的な少子化の傾向と同様に、児童生徒の減少、学校の小規模化が進んでいます。

教育委員会では、教育効果の向上と教育環境の整備を図るために、地域と協働して学校適正配置を進めます。



実数値			
年度	児童数	生徒数	合計
平成8	52,511	28,621	81,132
平成9	50,833	28,482	79,315
平成10	49,633	28,018	77,651
平成11	48,341	27,213	75,554
平成12	47,483	26,279	73,762
平成13	46,703	25,661	72,364
平成14	45,868	24,800	70,668
平成15	45,642	23,897	69,539
平成16	45,201	23,244	68,445
平成17	45,075	22,608	67,683
平成18	44,510	22,629	67,139
平成19	43,900	22,486	66,386
平成20	43,537	22,167	65,704
平成21	42,805	21,774	64,579
平成22	42,242	21,158	63,400
平成23	41,604	21,137	62,741
平成24	41,222	20,867	62,089
平成25	40,645	20,684	61,329

実数値			
年度	児童数	生徒数	合計
平成26	40,072	20,370	60,442
平成27	40,029	20,043	60,072
平成28	39,710	19,744	59,454
平成29	39,580	19,251	58,831
平成30	39,465	19,055	58,520
令和1	38,924	18,821	57,745
令和2	38,210	18,818	57,028

推計値			
年度	児童数	生徒数	合計
令和3	38,155	18,624	56,779
令和4	37,748	18,334	56,082
令和5	37,045	18,087	55,132
令和6	36,327	17,929	54,256
令和7	35,573	17,542	53,115
令和8	34,372	17,377	51,749

※令和3年度以降の小学校1年生の推計値は、令和元年5月現在の乳幼児数を基に算出した。

就学の援助・奨励

1 就学援助

経済的に困っている小・中学生の保護者に対し、学用品費や給食費等を助成しています。

2 特別支援教育就学奨励

小・中学校の特別支援学級等に就学する児童・生徒の保護者に対して、国庫補助事業として学用品費や給食費等の助成を行っています。

また、特別支援学校に就学する本市在住の保護者に対して、市の単独事業として学用品費等の助成を行っています。

3 市立高等学校・中等教育学校後期課程授業料の減免

経済的な理由や災害等により所得減少のため授業料の納付が困難と認められた市立高等学校・中等教育学校後期課程の生徒の保護者に対して、その授業料の全部又は一部を免除します。

4 奨学金

高等学校から大学院までを対象として、修学のために経済的支援が必要な方に奨学金の貸付を行っています。返還にあたっては、返還額の一部を免除する返還特別免除制度があります。

また、スキルアップや再就職を目指す社会人を対象として、奨学金の貸付を行っています。

5 入学準備金

高等学校や高等専門学校などの入学の際に必要な費用の負担軽減を図るために、入学する者の保護者に対して準備金の貸付を行っています。

6 私立高等学校学費助成金（担当：こども未来部こども政策課）

市民税額非課税世帯（生活保護世帯を除く）の私立高等学校生徒の保護者等に対して、助成しています。

7 私立幼稚園就園奨励費補助金（担当：こども未来部保育課）

私立幼稚園児の保護者（第一子については市民税額が一定以下の場合のみ対象）に授業料を減免した私立幼稚園（子ども・子育て支援新制度に移行した園を除く）に対して、補助金を交付しています。

8 私立幼稚園父母負担軽減補助金（担当：こども未来部保育課）

私立幼稚園就園奨励費補助金とは別に、私立幼稚園児（子ども・子育て支援新制度に移行した園の在園児を除く）の保護者に対して、補助金を交付しています。

学 校 保 健

1 方 針

子どもが自らの健康に関心を持ち、健康の増進、病気の予防など、健やかに生きるための主体的な健康づくりができるよう支援します。

子どもの頃から望ましい生活習慣を築くことにより、生活習慣病を予防するなど、健康教育の一層の充実を図ります。

2 努力事項

- 子どもの疾病の早期発見や健康増進を図るため各種健康診断を実施します。
- 子どもたちの発育・発達や実態に応じた健康教育を推進します。

3 事業内容

(1) 各種健康診断の実施

対 象	健 診 内 容
小学生・中学生・ 高校生・幼稚園児	○学校医による健診：内科，歯科，眼科，耳鼻咽喉科 ○検査・検診：身体計測，視力，聴力，色覚(希望者)，結核，心臓，尿，運動器
就学予定児	○学校医による健診：内科，歯科 ○検査：視力，聴力，その他の疾病及び異常の有無

(2) 児童生徒の生活習慣病予防対策

- ・小学校4年生，中学校1年生の希望者を対象とした健診(事前指導・事後指導・健康相談の実施)
(令和2年度中止)

(3) むし歯・歯周疾患予防対策

- ・学校・園でのフッ化物洗口及び巡回歯科指導の実施(巡回歯科指導のみ 令和2年度中止)

(4) 日本スポーツ振興センターに関すること

(5) 就学援助(医療費)に関すること

(6) アレルギー対応に関すること

(7) 感染症，食中毒に関すること

(8) 学校環境衛生定期検査の実施

(9) 喫煙・飲酒・薬物乱用等の防止教育

(10) がん教育に関すること

(11) 養護教諭の資質・能力向上に関すること

(12) 学校保健統計

(13) 教職員研修会の実施

ア 学校におけるアレルギー疾患への対応研修会(令和2年度中止 資料配布のみ)

イ がん教育研修会(令和2年度中止 資料配布のみ)

ウ 学校水泳プールの安全管理講習会(令和2年度中止)

エ 学校保健研修及び事務説明会

オ スクールヘルスリーダー研修(2年目養護教諭研修)

カ 育成支援コーチ(養護教諭)研修(令和2年度中止)

(14) 学校保健に関する委員会等の運営

ア 新潟市学校保健会

イ 新潟市立学校におけるアレルギー対応に関する委員会

ウ 児童生徒の生活習慣病予防事業検討委員会

エ 運動器検診検討委員会

オ 新潟市がん教育推進協議会(令和2年度書面)

カ 成長曲線検討委員会

学 校 給 食

1 方 針

衛生管理の徹底や地産地消の推進など、学校給食の充実に努め、安心安全でおいしい給食を児童・生徒に提供するとともに、食育の推進に努めます。

2 努力事項

- 衛生管理を徹底し、安全な給食の提供に努めます。
- 食育の推進のため「食に関する指導」を充実させます。
- 安価で質の高い給食の提供に努めます。

3 事業内容

(1) 衛生管理の徹底

- ・学校給食施設、従事者、食材等の各種検査の実施に努めます。

(2) 学校における食育の推進

ア 学校給食研究推進校の指定

研究推進校において学校給食や食に関する指導の研究を行い、その成果を各学校で共有することにより食育の推進に努めます。

(第32次推進校：豊栄南小学校、光晴中学校、黒崎南小学校、黒崎中学校 ※令和元・2年度の2か年)

イ 食育ミニフォーラムの開催

中学校区単位で食育ミニフォーラムを開催し、保護者や地域の人たちを交えて、食の大切さやバランスのよい食事が心身に及ぼす影響などについて、ともに考える機会とします。

(令和2年度：赤塚中学校区)

ウ 食育指導者の派遣

栄養教諭等が配置されていない学校に栄養士資格を有する指導者を派遣し、食に関する指導を実施します。

(3) 標準献立、共同購入

- ア 標準献立を作成し、共同購入により良質、安全、安価、新鮮、安定的な物資の確保、供給に努めます。
- イ 地場産推奨献立を実施し、地産地消を推進します。

(4) 米飯給食

子どもたちが栄養バランスのとれた日本型食生活を実践できるよう、米飯給食を中心とした献立とし、地元の食材などを取り入れます。

(5) 学校給食におけるアレルギー対応に関すること

(6) 研修の実施

- ア 給食調理員及びパート調理員研修(令和2年度職場内研修)
- イ 給食主任研修
- ウ 学校におけるアレルギー疾患への対応研修

(7) 給食運営に関する委員会の設置

- ア 各学校給食センター運営委員会
- イ 中学校スクールランチ運営委員会

施設整備の方針

児童・生徒が安心して学べるよう安全で快適な教育環境の整備を進めるとともに、持続可能な財政運営に向け学校施設の長寿命化を図ります。

《施策の方向》

○安心安全な学校施設の整備

児童・生徒が安心して学べる環境づくりを進めるため、教育環境の向上を図るとともに、災害や防犯・事故対策など安全に配慮した施設整備を進めます。

○計画的・効率的な学校施設の整備

持続可能な財政運営を目指し、学校施設の長寿命化を図るとともに、学校施設が良好な状態を維持できるよう計画的な改修を進めます。

○コミュニティの拠点としての学校施設の整備

地域と連携した学校運営の実現を目指し、放課後児童クラブなどの地域施設との相互利用や複合化を検討するとともに、学校内にボランティア室の整備を進めます。

1 学校施設整備の現況

令和元年度 主な施設整備状況（平成 30 年度補正・平成 31 年度当初）

区 分	建 物	学 校 名
新增築工事	校舎・ 屋内体育館	新通つばさ小，湊東小，東特別支援
大規模改造工事	校舎	牡丹山小，曾野木小，横越小，大通小，木戸中
トイレ改修工事		木崎小，大鷲小，茨曾根小，上山中，大江山中，西川中
空調設備設置工事		小学校 100 校，中学校 55 校，幼稚園 2 園， 特別支援学校 2 校 合計 159 校園

2 令和2年度計画

学校施設の改築について、潟東小学校の移転改築事業及び東特別支援学校の増築事業を完了し、上山中学校の増築事業に着手します。

また、大規模改造工事を小学校4校、中学校2校、特別支援学校1校、トイレ改修工事を12校で実施します。

このほか、校内通信ネットワーク整備工事を小学校106校、中学校56校、高等学校2校、中等教育学校1校、特別支援学校2校、合わせて167校で実施します。

令和2年度 主な施設整備計画（令和元年度補正・令和2年度当初）

区 分	建 物	学 校 名
新增改築工事	校舎・ 屋内体育館	潟東小，上山中，東特別支援
大規模改造工事	校舎	木崎小，江南小，桜が丘小，内野小，亀田中，東石山中，東特別支援
トイレ改修工事		岡方第一小，岡方第二小，浜浦小，小須戸小，中之口東小，漆山小，山の下中，曾野木中，亀田西中，新津第五中，坂井輪中，赤塚中
校内通信ネットワーク整備工事		小学校106校，中学校56校，高等学校2校，中等教育学校1校，特別支援学校2校 合計167校

新通つばさ小学校の竣工写真

